

北海道で進める日本近世史研究 ——アイヌ史あるいは先住民族史との対話の試み

谷本 晃久

1970年生まれ。学習院大学文学部卒。同大学院人文科学研究科史学専攻博士後期課程中退。北海道大学文学研究院教授。専門は日本近世史。

はじめに

「私の研究」、と改めて考えてみて、一言で説明するのはなかなか難しい。職場では日本史学研究室に所属し、近世史の担当であるから、日本近世史の研究・教育が本務であることは間違いない。一方で附属図書館では北方資料担当の調査研究室員をつとめ、兼務としてアイヌ・先住民研究センターに所属しているから、日本北方史やアイヌ史の仕事に従事していることにもなる。

端的に言えば、文献史学としての日本近世史の手法を用いて、近世蝦夷地在地社会史を研究することが、狭い意味での「私の研究」となる。近世蝦夷地の主要プレイヤーは、アイヌ民族と和人(いわゆる日本人)である。アイヌ民族をめぐっては、今世紀に入り、公的にわが国の「先住民族」とみなされるなど、その社会的位置づけが大きく改められた。こうした状況のなかで、北海道の地で実践する近世蝦夷地をフィールドとした歴史研究の試行錯誤につき、ご紹介してみたい。

対象フィールド：ひろがりのアイヌ史

「私の研究」を進めるに際し、自覚していることは、その「ひろがり」と「つらなり」である。まず「ひろがり」、すなわち研究の地理的フィールドにつき、お示ししてみたい。

「私の研究」のフィールドは、近世の蝦夷地とその周辺、具体的には現在の北海道・千島列島ならびにサハリン島に定めている。素材とする史料の多くは北海道に所在するが、東京をはじめとした国内各地にも目を配る必要がある。また、近年研究が盛んな在外史料にも豊富な素材があり、わたくし自身もロシアを中心にいくつかの調査研究プロジェクトに従事している。

このフィールドは、近世におけるアイヌ史の舞台に相当する。厳密に言えばそれに加え、18世紀のある時期までは本州の北縁(津軽・夏泊・下北の各半島北部)に、いわゆる本州アイヌの足跡をみる。また、サハリン島北部はアイヌ民族の居住域ではないが、交易等の観点から、同地ならびにその対岸に広がる近世アムールランド史への関心も寄せてきた。

ところで、近代の民族誌によれば、アイヌの言語・文化には3つの個性が確認される。この個性は、言語としての日本語が大きく本土方言と琉球方言(これを琉球語とみなす見方もある)とに区分されるのと同レベルの個性だ。すなわ

ち、北海道アイヌ(北海道・南千島)、樺太アイヌ(サハリン島南部)、千島アイヌ(中千島・北千島)がそれである(本州アイヌの系統は不詳)。このうち、北海道アイヌは南の日本と、樺太アイヌはそれに加え北西の中国と、千島アイヌは北東のロシアとの関係を、近世にはそれぞれ有した。18世紀末には、北海道アイヌ・樺太アイヌの生活域はそれぞれ日本の場所請負制度に包摂されたが、千島アイヌの生活域にはついにそれがおよばず、「異国境」の外とみなされ、ロシアの領域に包摂される。

こうした3つの個性に彩られた民族誌的世界にひろがる社会の姿を、おもに和文の古文書・古記録から考察するのが、狭い意味での「私の研究」ということになる。

通史的視点:つらなりのアイヌ史

つぎに、「つらなり」についてのお話に移りたい。通史としてのアイヌ史への関心である。

周知のように、2008年6月に衆参両院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が可決され、その後2019年5月施行の「アイヌ施策推進法」においてアイヌ民族は我が国の「先住民族」として位置づけられた。同法第5条では「国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない」と定められた。

こうした潮流のなか、近年の学習指導要領の改訂等では、小学校社会(第6学年)・中学校社会(歴史的分野)・高等学校歴史総合・同日本史探究において、アイヌの歴史や文化について触れるべきことが明示された。先住民族アイヌの歴史・文化についての理解の促進が、おおよけに求められているわけである。国立アイヌ民族博物館の新設も、この文脈のうえにこそなった措置である。

一方、社会には、こうした流れをよしとしない意見もある。考古学の時代区分名称を引き合

いに出し、「アイヌ文化」は12~13世紀以降に成立したものであるから、北海道は縄文文化の系譜をひく「日本人」が先住した地である、などとする荒唐無稽な主張などがそれである①。

考古学における「アイヌ文化」は、擦文文化などそれに先行する土器を用いた文化と区分しての名称であり、アイヌ史の通史性を損なうものではない。8世紀に成立した『日本書紀』に「都岐沙羅」②など東北地方のアイヌ語地名が散見されることから、アイヌ語話者集団が少なくとも擦文文化もしくはそれに先行する続縄文文化併行期に存在したことは動かない。

つまり、アイヌ民族の先住性を、通時的・通史的に実証的に確認することが、「私の研究」の1つの課題としてあることになる。この課題は、アイヌ史もしくは北海道史の、通史的時代区分をどう考えるか、という関心にも通じてくる。

蓑島栄紀や中村和之らが自覚的に論じているように、アイヌ史を古代・中世・近世・近代と区分する試みがある③。これについては、4分法が進歩史観に立脚した国家史の区分であることから、先住民族であるアイヌの歴史に用いるのはそぐわない、とする批判があるが、私は4分法は汎用的な時代区分であることから、それを援用することには社会的な意義があるものとする。国家という社会形態をとる歴史を経ることをしなかったアイヌ民族の歴史を、4分法にそぐわないとする視線は、アイヌ民族の歴史をおとしめることに通ずるように感ずるからである。これは、古典的發展段階論の視点から、アイヌの社会が「英雄時代」や「部族社会」にとどまり、国家の「段階」へ「進む」ことを日本などの「国家」がはばんだ、などとする理解が、アイヌの民族的力量を毀損する意味を帯びかねないことと同義であろう。

歴史的不公正への視線

こうした毀損は、近代日本がアイヌを社会進化論の観点から、その言語・文化を等し並みに

劣位にみなし、「保護」の対象としたうえで、日本語を通じた日本社会への「同化」を近代化への唯一の途として強いたこととパラレルな論理を孕んでいる。このことは、向けられた視線のみならず、社会経済的な不利益を強いられたという、歴史的経緯にも通ずる。

たとえば、明治維新後の北海道設置と「開拓」政策がそれである。五畿七道に加え北海道を設置し、旧蝦夷地地域の大部分を「無主地」(＝北海道国有未開地)とみなし、「原野」に区切ったうえで「殖民地」を区画し、本州方面から入殖者を募り分譲した。その過程で幕末に約8万だった人口が、20世紀初頭には100万をこえた。アイヌの人口は約2万で推移するから、この間に各地で圧倒的な少数者となった計算となる。

のみならず、殖民地地区画の際に、従来のアイヌの土地用益権は顧みられず、わずかに控除された「旧土人保護地」に押し込められることが常態化した。1899年に施行された「北海道旧土人保護法」には、社会進化論の視線でアイヌ民族＝「北海道旧土人」を等し並みに「保護」の対象としたうえで、「保護地」での農業を強い、日本語のみによる簡易な教育が用意されるなど、社会的な不平等・不公正、あるいは不正義の構図が端的に示されている。

社会的な不平等・不公正・不正義は、近現代になって生じたものではもちろんない。榎森進・田端宏・菊池勇夫らによる戦後歴史学の果実④が示すように、幕藩制国家の一翼をなす松前藩が、華夷観念による蔑視や、政治支配や交易において場所請負制度に帰結する不平等・不利益・不公正な構造を強いた側面は、アイヌ史を考えるうえで重要な論点と考える。

なぜなら、直接現代につながる社会構造の背景に、近世以来のそれを連続して見る必要があるからである。日本政府も賛成した2007年の「先住民族の権利に関する国際連合宣言」は、「先住民族が、特に植民地化並びにその土地、領域及び資源のはく奪の結果として歴史的に不正に扱

われてきたこと、それによって特に自己の必要と利益にしたがって発展の権利を行使することを妨げられていることを憂慮」する、と述べている⑤。歴史的な不平等・不利益・不公正の構造を明らかにすることは、今後果たされるべき和解・共生を考えるうえで、ふまえらるべき必須な情報である。

主体的対応への着目

こうした構造が強調されることは、一方で、アイヌ民族の資質や歴史に関するネガティブな印象を示すことに通じかねない。しかし史料を分析してみると、厳しい構造のなかで示されるアイヌ民族の主体的かつ積極的な対応がみえてくる。私はこうした側面に注目し、個別実証的な分析を試みてきた。近世では蝦夷地在地社会にみられたアイヌの「自分稼」⑥の事例についての、近代では旭川市近文のアイヌによる「旧土人保護地」自主管理をめぐる運動⑦についての、それぞれ個別実証的な検討がそれである。

これらの実証は、第一義的には、地域社会構造の精緻な叙述に貢献するものと理解している。それに加え、アイヌ史の観点から、2つの意味をもつものとも考える。

1つは、ミクロな視点から、アイヌの持ってきた先住権のかたちを確認する意義である。場所請負制度がもっとも浸透し、アイヌが和人に搾取隷属せしめられた側面が強調されてきた幕末期において、アイヌ社会で成立していた漁場や狩猟場の範囲に即すかたちで「自分稼」による交易品の集荷がなされていたという事例は、先住権に関連する土地用益権を考える途を示している⑧。また、「保護地」をめぐるアイヌ自身による自主管理の構想と実践(そしてそれへの抑圧)は、近代国家により設定された地所に対する潜在的な所有権の在り処を考えることにも通ずる。顧みられるべき先住権の具体的姿を描くことは、現代的課題にも通ずる事実の提示という意味をもつはずだ⑨。

いま1つは、歴史的な不平等・不公正・不正義の構造のなかでアイヌにより示された主体的なアクションから、華夷観念や社会進化論により等し並みに劣位にみなす視線を、個別に脱構築する要素を見出そうとする意義である。たとえば幕末に和風受容を条件に和人同様のレートでの「自分稼」の取引を要求する事例、「場所」においてアイヌ・和人双方の信仰がいわば習合して機能した事例、「自分稼」としての漁業・狩猟・工芸品制作がその技能を研ぎ澄まし近代に継受された側面、などがそれである。また昭和初期における「保護地」自主管理をめぐるのは、訴訟や工芸品展の開催を通して公民としての資質を示す一方で、同時代のアメリカ合衆国の先住民施策を参照した「保護地」自主管理構想を示すなど、広い視野に立った戦略的なプロテストが展開されている。

こういった事例をいわば掘り起こすことにより、それぞれの同時代におけるアイヌ民族の主体性を叙述することは、今後考えていくべき和解へ向けてのプロセスに際し、たとえばこれまで示され続けてきた「保護」の対象としての位置づけなどではなく、平等な立場で敬意を表すべき主体としての歴史的背景を提示するという意味をもつのではないかと考えるものである。

おわりに

以上、やや概念的な側面に終始したきらいはあるが、「私の研究」を進めるに際して最近念頭をよぎるいくつかの論点につき、お示しした。もちろん、今を生きるアイヌ民族の方々は多様で、「先住民」という概念で括られることの問題点が理論的に論じられる思想的地平に学ぶこともできる¹⁰。

そのような状況のなかで、アイヌ民族を「先住民族」とみなす近年の政治社会情勢をふまえて、それをめぐるわたしたちの社会の課題である、相互の敬意にもとづく平等・対等な立場を担保し円いテーブルにつき、歴史的な不公正の

経緯の反省のうえに立った和解・共生へのプロセスを歩むことに貢献することは可能か、考えをめぐらせることは必要なものと考えます。

「私の研究」がこうした課題に応えうるものかどうかは心もとないものの、史料の実証的な分析に立脚した事例研究の積み重ねの延長線上に、わずかなりとも貢献が叶うことを期しているところである。

①かつては、縄文文化と近世・近代のアイヌ文化を直線的に結びつけ、同祖論で包摂しつつ劣位にみなす理解が、まま見られた。

②アイヌ語学の金田一京助は「都岐沙羅」を、北海道に用例のあるアイヌ語地名to-kisar:沼・耳(=耳型の沼)に比定し、アイヌ語地名研究の山田秀三もそれに同意している。山田『東北・アイヌ語地名の研究』(草風館、1993年)。

③袁島栄紀「アイヌ史研究の現在——交流史といくつかの論点」(『歴史学研究』1013号、2021年)。

④たとえば、榎森進『アイヌ民族の歴史』(草風館、2007年)、田端宏ほか『北海道の歴史』(山川出版社、2011年)、菊池勇夫『アイヌ民族と日本人——東アジアのなかの蝦夷地』(朝日新聞社、1994年)など。

⑤原英文。北海道大学アイヌ・先住民研究センターによる和訳を示した(https://www.caiss.hokudai.ac.jp/wp-content/uploads/2012/03/indigenous_people_rights.pdf〈最終閲覧日:2022年7月29日〉)。岩崎奈緒子「書評 谷本晃久『近世蝦夷地在地社会の研究』」(『歴史学研究』1012号、2021年)に指摘がある。

⑥場所請負制度のもとでおこなわれた、雇用による定額給料によらない、漁業や狩猟、採集、手工芸品制作などのアイヌによる交易品生産活動を指す。谷本晃久『近世蝦夷地在地社会の研究』(山川出版社、2020年)第Ⅱ部を参照。

⑦『新旭川市史』第2巻通史2～第4巻通史4(共編著、旭川市、2002～2009年)。

⑧このことについては私は最近、維新期の日高幌別川^{ひたかほろべつかわ}におけるアイヌの入会漁業慣行についての分析に着手している。

⑨この点については、前掲注⑤岩崎稿に指摘がある。

⑩たとえば、石原真衣編『記号化される先住民／女性／子ども』(青土社、2022年)。

(たにもと・あきひさ／北海道大学文学研究院教授)

研究分野の入門書



北原モコットウナシ・谷本晃久監修『アイヌの真実』(ベストセラーズ、2020年)